

門真市立第五中学校 学校いじめ防止基本方針

1. いじめ防止の基本理念

この方針は、本校生徒が人間として尊ばれ、将来に向けた希望を持ちながら健やかな成長をとげることが、学校・家庭・地域の責務であるとの自覚に立ち、子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的として定めたものです。

すべての子どもは、一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重されなければならず、学校においては、子どもの健やかな発達を支援するという観点に立って、生徒や教職員が、豊かなふれあいの中で、互いを認め合い、誰もが安心して過ごせるよう教育活動を進めなければなりません。

しかし、一度いじめが起こると、いじめられた子どもの内面は将来にわたって深く傷つけられることはもちろん、いじめた生徒、傍観していた生徒も含めて人と人との信頼関係が崩れ、学校のめざす教育が根底から覆されることとなります。

本校では学校教育目標として「笑顔が輝く生徒の育成」を掲げ、豊かな人間性を身につける為の教育を行ってきました。この目標を達成するために、いじめ防止に向けて、学校として次のような基本方針で臨みます。

・道徳科、特活、総合的な学習の時間等を使い、道徳教育、キャリア教育に取り組み、豊かな社会性を育てます。

・生徒指導部を中心に授業規律の確立を図り、規律正しい態度で授業に参加する態度を育てます。

・養護教諭(学校保健委員会)を中心に生徒自らが自分の健康管理を行い、健康で安全な学校生活を送る態度を育てます。

・進路学習部を中心に魅力ある授業づくりに取り組み、生徒の学習意欲を高めます。・人権教育部を中心に人権教育を充実させ、豊かな情操を育てます。

・行事委員会を中心に体育祭や合唱祭などの行事を通じ、生徒自らが達成感を持ち、お互いを尊重する態度が身につくよう育てます。

2. いじめ及びその解消の定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。(いじめ防止対策推進法第2条)

また、いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることは出来ず、「いじめが解消した」状態とは少なくとも「いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この期間は少なくとも3か月を目安とする。行為が止んでいない場合は改めて相当の期間を設定して、状況を注視する。」「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。」の2つの要件が満たされている状態をいいます。

3. いじめ防止のための組織

(1)名称

「いじめ防止対策委員会」

(2)目的

いじめ防止に係る学校としての様々な取組の中心となり、いじめ防止に取り組みます。

(3)構成員

校長、教頭、生徒指導部(生徒指導主事、こども支援コーディネーター、養護教諭を含む)、学年代表等
※必要に応じて関係する教職員、関連諸機関、専門家(SC、SSW等)を構成員に加えます。

(4)役割

【早期発見・事案対処】

- ・いじめアンケートの実施、いじめ相談・いじめ通報の窓口、情報の収集および集約等を行います。
- ・いじめ、いじめの疑いのある時には、迅速な対応を組織的に行います。情報をつかんだ場合、迅速に緊急会議を開催するなどして情報の共有及び関係生徒へのアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の正確な把握といじめであるか否かの判断を行います。
- ・いじめ被害生徒に対する支援、加害生徒に対する指導の体制、その対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施します。

【未然防止】

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境作りを行います。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・基本方針をPDCAサイクルで検証し、必要に応じ、また定期的に見直しを行います。
- ・年間計画の作成、実行、検証、修正を行い、その計画に基づきいじめの防止等に係る職員研修の企画等を行います。

4. いじめの未然防止

いじめの背景には、子どもたちの異質な者を排除しようとする意識や遊び・ふざけ感覚、家庭や学校での様々なストレス等があるとの指摘があります。従って、いじめを防止するためには、自分とは異なる者でも自分と同じように大切に感じる感性や意欲・態度を育てるために道徳・人権教育の充実を図るとともに、勉強がわからないことや過度の競争等から生じる子どものストレスの原因をさぐり、その低減を図ることも必要です。

また、生徒一人ひとりが学校や学級内に自分の居場所を見つけ、友達とのつながり確かめる事が出来るような学校・学級づくりを進める事によって、学校・家庭等でのストレスがあってもいじめにつながらないような安定した人間関係を作る事が出来ます。

学校では、これまで行ってきた学校・学級づくりをいじめ防止の観点から見直し、全ての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう再構築を図る必要があります。

そのために、本校では、以下のような取組を進めます。

- ・生徒の社会性を育て、お互いの人格を尊重する態度を養う為の教育を行います。
- ・生徒が主体的にいじめ防止に取り組む活動を推進します。
- ・生徒の自己有用感、自己肯定感を育めるような取り組みを行います。
- ・道徳教育、人権教育を推進します。
- ・開発的生徒指導の推進によって生徒の自己指導能力を育成し、社会性を身に付けさせる活動を推進します。
- ・いじめについての共通理解を図る為の校内研修を行います。
- ・分かりやすい魅力ある授業づくりの実現の為の研修、研究を行います。
- ・学校と家庭、地域が連携し、協働できる体制作りを進めます。

5. いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくい場所等で悪ふざけのような形で行われることを心に留め、子どもが発する小さなサインを見逃すことのないよう、日ごろから丁寧に生徒理解を進め、早期発見に努めることが大切です。

そのためには、子どもの表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じ取る必要があります。子どもの変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、せっかくながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければなりません。

そのために、本校では、以下のような取組を進めます。

- ・学期に一度、いじめについてのアンケート調査を行い、調査、対応を行います。
- ・日頃から生徒の様子を把握し、小さな変化や兆候を見逃さないよう努めます。
- ・三者懇談、生徒の家庭学習ノート、日常の生徒との会話等、あらゆる機会を活用して相談活動を行います。
- ・各機関、団体が実施するいじめに関する電話相談(「すこやかダイヤル」「子ども家庭相談室」「24時間子供SOSダイヤル」)等の周知に努めます。

6. いじめ問題への対応

いじめが生じた場合には、いじめられている生徒に非はないという認識に立ち、組織的対応によって問題の解決を図ります。心の傷の回復に向けた本人への支えと周りの生徒への働きかけを行うと同時に、学校全体として再発を防ぐ取組につなげていくことも大切です。生徒の気持ちを受け止めて的確な対応を行うためには、組織的な体制が機能していることが不可欠であり、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、この「組織」が責任を持って問題の解決にあたることとなります。

そのため、本校では以下のような取組を進めます。

- ・いじめ対策の為に校内組織を設置し対応に当たります。
- ・被害生徒、加害生徒に対しては人格の成長を旨として、教育的配慮の下、適切にケアや指導を行います。
- ・ネット上のいじめを含め、いじめ発生時においては、関係機関、専門機関と連携し、対応に当たります。
- ・生徒の主体性を尊重するとともに、生徒の話を十分に聞いて対応します。

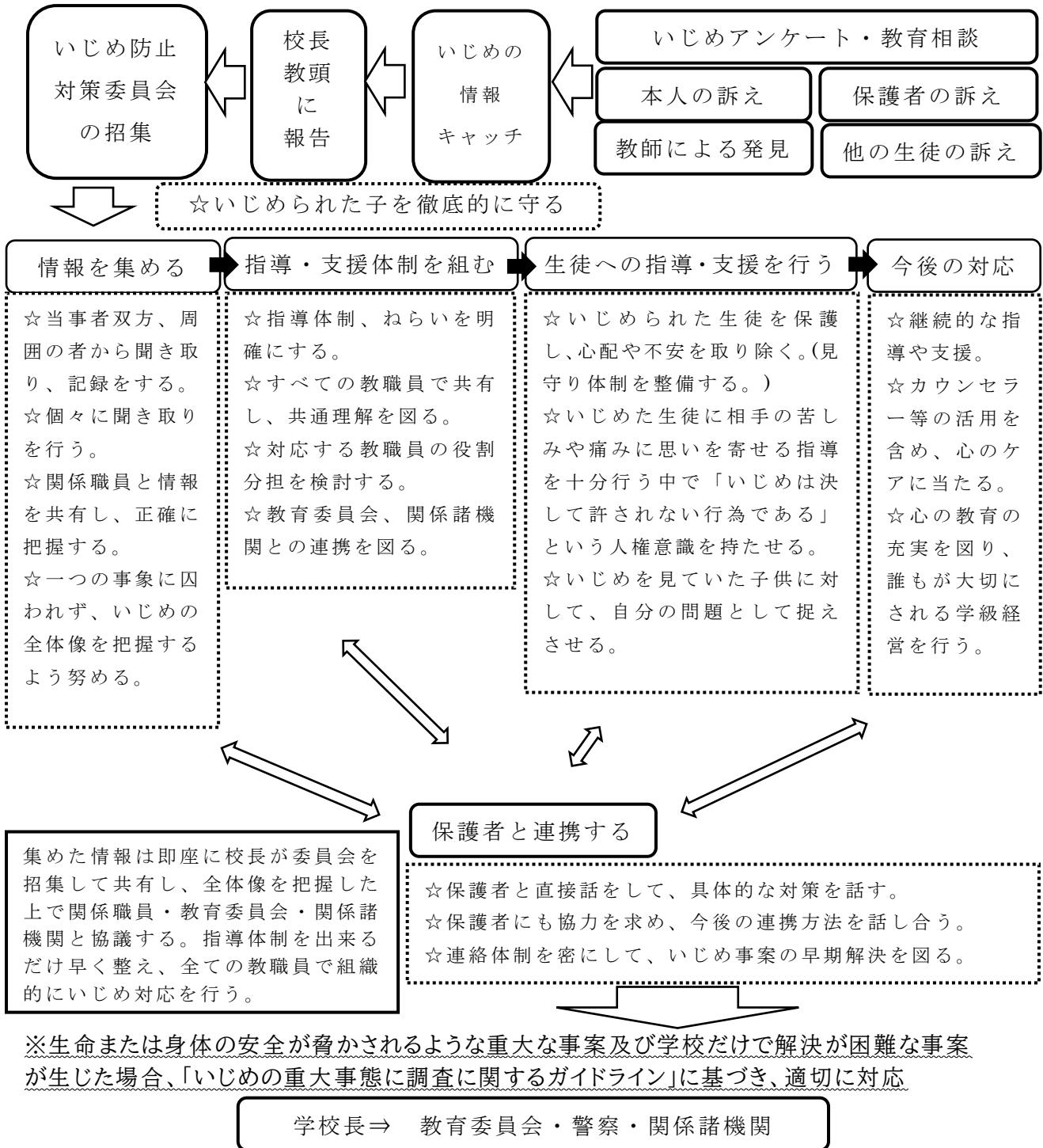
7. 年間計画

1年	学年集会 班活動を通してなかま作り いじめについて考える SOSの出し方	体育祭・合唱祭取り組みを通して集団づくり 学年集会(一期と同様)	学年集会(一期と同様)
2年	学年集会 宿泊学習の取り組みや班活動を通してなかま作り いじめについて考える SOSの出し方	体育祭・合唱祭取り組みを通して集団づくり 学年集会(一期と同様)	学年集会(一期と同様)
3年	学年集会 修学旅行の取り組みや班活動を通してなかま作り いじめについて考える SOSの出し方	体育祭・合唱祭取り組みを通して集団づくり 学年集会(一期と同様)	学年集会(一期と同様)
全体	全校集会(月1回:始業終業式、生徒集会) いじめ防止対策会議(通念) いじめ防止の周知・いじめアンケート 三者懇談、教育相談、警察等の講話	全校集会(月1回:始業終業式、生徒集会) 校内研修・いじめ防止対策プログラム検証 三者懇談、教育相談、支援・人権集中実践 いじめアンケート	いじめ防止基本方針見直し いじめアンケート 全校集会・卒業式、入学式へ向けて

※この予定以外にも、道徳・特別活動等と連携しながら課題解決のための取組を検討・実施します。

※PDCA サイクルに基づき、いじめへの対処のみならず、取組みが計画的・効果的に進んでいるかを検証し、必要に応じて学校基本方針や計画の見直しを行います。

8、組織的ないじめ対応の流れ



9、重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた場合や、生徒が相当の期間において学校を欠席することを余儀なくされた場合、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合等、校長が重大な事案及び学校だけでは解決が困難と判断した場合は「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月文部科学省)により適切に対応し、直ちに市教育委員会へ報告を行います。

事態の解決に向けて校長がリーダーシップを発揮し、市教育委員会の指導・支援のもと、学校が主体となっていじめ防止対策委員会に置いて事実関係を明確にするための調査を開始する等、適切かつ迅速に対処し、解決にあたります。その際、必要に応じて専門的知識及び経験を有する関係諸機関や警察とも連携を取ります。なお、調査主体が教育委員会となる場合は、その指示のもと、資料の提出など調査に協力します。

いじめを受けた生徒及びその保護者に対しては、当該調査にかかる重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとします。調査結果については市教育委員会に報告し、その結果を踏まえた必要な措置を取ります。